

～『おでかけ乗車券』を使って タクシーを利用するときは～ 1人500円分利用できます！

1. 『おでかけ乗車券』が使えるタクシー事業者を確認してください。



こちらの二次元コード
から確認できます。

2. 念のため、タクシー乗車前に『おでかけ乗車券は使えますか？』と運転手さんに確認してください。

「おでかけ乗車券」
使えますよ。



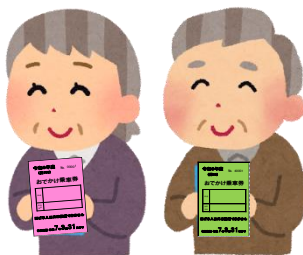
「おでかけ乗車券」は
使えますか？

1乗車あたりの利用上限は、
1人500円です。ご注意ください。
市外でも使えます。

3. 『おでかけ乗車券』を持った人と相乗りした場合は、1人1人500円まで利用できます。



私も
500円



私も
500円
2人合わせて1,000円
使えるよ。

※複数人で乗車した場合も、1人500円まで利用できます。ただし、他の人に自分の乗車券を渡し、一緒に利用することはできません。

※タクシー運賃が、乗車券の助成額より少ない場合でも、おつりはできません。

4. 注意事項

- ・『おでかけ乗車券』を家族や他人に譲ることはできません。必ず、申請者本人が利用してください。
- ・不正が発覚した場合、交付の取消、乗車券を返還していただきます。

◎タクシーよくある質問

Q1. 運行エリアは限定されるの？

A1. 伊勢市外でも利用できます。ただし、下記に記載のタクシー事業者を利用した時に限ります。

Q2. 『おでかけ乗車券』の申請は年度ごとに必要？

A2. 申請は、毎年度必要となります。交付申請 ⇒ 乗車券交付の順序です。

Q3. 『おでかけ乗車券』を使い切ったら、追加発行してくれるの？

A3. 年度毎に一度の交付になりますので、年度中に乗車券を使い切った場合、再交付は行いません。

Q4. 『おでかけ乗車券』の券種変更はできるの？

A4. 申請書で希望された券種は、年度内に交換することはできません。翌年度の申請時に、希望の券種をお選びください。

Q5. 『おでかけ乗車券』を破損、紛失した場合はどうすればいい？

A5. 破損、汚損の場合は、お申し出ください。残枚数を確認後、再交付します。紛失の場合は、再交付は行いません。破損や紛失にご注意ください。

『おでかけ乗車券』が利用できるタクシー事業者一覧(令和7年度協力事業者)

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
安全タクシー三重(大世古)	28-8221	三重タクシー(中島)	25-3118
伊勢西村ハイヤー(前山)	25-1211	三重近鉄タクシー(本町)	28-3171
三交タクシー(竹ヶ鼻)	28-2151	田丸自動車(玉城町)	58-3110
野呂タクシー(小俣)	22-2188	度会タクシー(南伊勢町)	72-1345
丸万タクシー(岡本)	25-2211	明和タクシー(明和町)	52-5100

【おでかけ乗車券 担当課】

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課
(電話)

高齢福祉係 0596-21-5559

障がい福祉係 0596-21-5558

(FAX) 0596-20-8555